

議案第57号

石岡市基金条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市基金条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月8日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

石岡市国民宿舎つくばねの廃止に伴い、石岡市国民宿舎つくばね施設整備等基金を廃止するため。

石岡市基金条例の一部を改正する条例

石岡市基金条例（平成17年石岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表積立基金石岡市国民宿舎つくばね施設整備等基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。